

情報サイト「Bizconnect 北海道」を公開しました
～ 新しい市場、新しいチャンス 北海道から中央アジアへ ～ **【新規】**
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、北海道の企業の優れた商品・サービスを、中央アジアの企業等に向けて紹介するため、情報サイト「Bizconnect 北海道」を公開しました。

当サイトでは、中央アジア企業との販路開拓や業務提携等に意欲のある企業の商品・サービスの特徴やメッセージを、現地で広く使われているロシア語で発信します。

本サイトにより、北海道企業のビジネスチャンスの拡大や、両地域のビジネスマッチングの促進を目指します。

概要

「Bizconnect 北海道」へは、こちらのリンクからアクセスしてください。

日本語 https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/bc_hokkaido/index.html

ロシア語 https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/bc_hokkaido/index_r.html

掲載企業

インフラ、寒冷地、機械、水産、食品、その他の分野ごとに、道内 20 社の企業情報を掲載しています。

なお、当局では随時掲載企業を募集しています。

当リストへの掲載を希望される方は以下の問い合わせ先まで連絡してください。

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL : 011-709-2311 (内線 2604)

E-mail : bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL : 011-261-7434

FAX : 011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL : <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております>

Facebook : <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース : <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、専門家による事前の輸出相談、輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、輸出会社とのマッチングや EC サイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	<p>【登録】 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html 【問い合わせ先(ジェトロ本部)】 電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間: 平日 9 時 ~ 12 時 / 13 時 ~ 17 時(土日、祝祭日、年末年始除く)</p> <p>【ジェトロ北海道】 電話: 011-261-7434 メール: SAP@jetro.go.jp</p>

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
 - (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)
- 羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

募集期間(R6・R7年度開催分)

テスト販売期間	R6 第4四半期 (1~3月)	R7 第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)
募集期間	10/1~11/20 (募集は終了しました)	1/4~2/20 (募集は終了しました)	4/1~5/20	7/1~8/20

申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

募集期間(R6・R7年度開催分)

開催期間 募集期間	R6 第4四半期 (1～3月)	R7 第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	9/10～10/10 (募集は終了しました)	12/10～1/10 (募集は終了しました)	3/10～4/10	6/10～7/10

申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。

マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

【用途】

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
北海道内で生産された農林水産物
北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合
海外の飲食店などでもご利用いただけます

【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。

シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部国際局国際課

TEL 011-204-5339 / FAX 011-232-8870

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html>

E-mail: keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp



問い合わせ先

総合政策部国際局国際課 (TEL:011-204-5339)

自治体職員向け事業承継支援ガイドブックを作成しました

～自治体が動く！事業承継支援でつなぐ地域の未来「惜しまれながら廃業」をとめる策とは～【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、自治体による事業承継支援の輪を道内でも広げていくことを目的に、自治体職員向け事業承継支援ガイドブックを作成しました。

本冊子では、道内自治体主体の事業承継支援に関する実態把握調査（当局実施/道内では初の取組）結果や、本調査事業を活用して美瑛町・増毛町が作成した事業承継支援の取組案等を掲載しています。

また、自治体の事業承継支援に有用なヒントを、「5つの視点」として取りまとめています。

本冊子をきっかけに、道内自治体を中心とした事業承継支援の取組が進展することを目指します。

令和6年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業（北海道内の自治体等を中心とする中小企業等の事業承継支援に係る調査事業）

作成目的

北海道は後継者不在率が全国4番目の高さであり、北海道経済の活力を維持・向上させていく上で事業承継の一層の推進が不可欠です。このような状況下、自治体には「地域における事業承継支援拡大の旗振り役」としての役割が期待されます。

本ガイドブックは、地域の経済や生活に不可欠・必要とされながら後継者不在により廃業してしまう「惜しまれながら廃業」の問題に直面しながらも、何から手を打てばいいか悩む道内自治体にヒントを得てもらうことを目的に作成しました。

掲載内容

1. 事業承継の基礎情報
2. 北海道の現状を知る（道内自治体における事業承継支援の実態把握調査）
3. 道内外の自治体が進める事業承継支援
4. 地方創生×事業承継
 - ・地方創生から考える事業承継
 - ・事業承継が紡ぐ地域の未来
5. 地域の事業承継支援を考える（美瑛町・増毛町での意見交換会レポート）
6. 自律的に事業承継支援に取り組むために
(まとめと提言・重要な5つの視点・一歩踏み出すためのヒント集)

入手方法

北海道経済産業局のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20250313/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話：011-709-2311(内線 2562)

E-mail：bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

EV 部品の解説動画の公開、部品の見学・貸出しを行います
～ 開発者が語る！電気自動車の仕組みや開発要素について紹介 ～【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、道内サプライヤーの自動車の電動化対応を支援するため、道内で初めて開催した「EV 部品の分解展示・研修会」における講義および分解部品の解説を動画公開するとともに、希望者への EV 部品見学・貸出を期間限定で行います。

公開する動画では、日産リーフの開発プロジェクトに従事した OB から、EV 部品の構造・役割、体験談を交えた開発ポイント等を紹介します。

また、EV 部品の見学・貸与では、実際に部品を手にしながら、開発要素を研究・探索することが可能です。

本事業を通じて、道内サプライヤーの自動車の電動化に向けた技術開発や新事業展開を支援します。

動画概要

- ・日産リーフ（EV）のしくみについて（約 30 分）
https://www.youtube.com/watch?v=coF_f8ZwFmY（metichannel（経済産業省公式 YouTube））
リーフの電動パワートレインやインバータ、バッテリーなどの概要について解説。
- ・日産リーフ（EV）の各種部品を解説（約 30 分）
<https://www.youtube.com/watch?v=MIRLO15wSgE>（metichannel（経済産業省公式 YouTube））
リーフ搭載の各種部品の構造や役割について解説。

【講師】石川 茂明 氏

日産自動車にてリーフ等のプロジェクト開発に従事。現在は技術コンサルタントとして活躍。

EV 部品見学・貸出概要

【展示場所】(株)マテック石狩 ELV 解体工場（石狩市新港南 1 丁目 22-16）

【車種】日産リーフ

【見学・貸出期限】2025 年 3 月 25 日（火）

主な部品の一覧及び見学・貸出申込については北海道経済産業局のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20250225/index.htm>

問い合わせ

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

TEL：011-709-2311（内線：2570）

E-mail：bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)	
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 (利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 (株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない	
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備	
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下
	貸与期間	割賦 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内)
		リース 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦 (損料率)年 1.8% ~ 2.0% ()一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース (月額リース料率)0.998% ~ 2.955%
	償還方法	割賦 月賦又は半年賦
リース 毎月払い		
保証金	割賦 貸与金額の 5%	
	リース なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。	
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付	
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 商工会・商工会議所を経由して申込み場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。	

() 貸与条件等に変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

問い合わせ先

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金【新規】

（北海道）

エネルギー価格高止まり等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の生産性向上等を図るため、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

補助対象

対象事業者	中小・小規模企業者等※1	
申請区分	通常枠	賃上げ枠※2
補助率	1/2以内	3/4以内
補助上限額	200万円	300万円
対象経費	機械装置・システム等費、クラウド使用料、借料、委託費、外注費、その他の経費	

- 1 道内に本店（個人事業主は住所）を有する事業者及び道内に主たる事務所または事業所を有するNPO法人が対象
- 2 下記のいずれかを満たす対象事業者が申請可能
申請日までの間に、従業員の平均賃金を2024年（令和6年）12月時点と比較して3.5%以上引上げ
事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を2024年（令和6年）12月時点と比較して3.5%以上引上げ

事業スケジュール（予定）

3月19日（水）・・・募集開始

5月19日（月）・・・募集締切

7月・・・・・・・・・・審査結果公表

予算状況次第で2次募集を実施

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<https://digital-support2025-hokkaido.jp/>

お問合せ先

デジタル技術導入補助金2025事務局

TEL：011-351-6424

特別高圧電力利用事業者緊急支援事業【新規】

(北海道)

電気料金高止まりの影響を受けている事業者のうち、道内で特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。

対象事業者

道内で特別高圧電力を利用する中小企業者

(以下のいずれかを満たすこと。ただし、みなし大企業を除く。)

- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
- ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること(大型商業施設のテナント等)

支援期間・支援金額

令和6年(2024年)8月から9月利用分

: 2.0円/kWh

令和6年(2024年)10月利用分、令和7年(2025年)1月から2月利用分まで

: 1.3円/kWh

令和7年(2025年)3月利用分

: 0.7円/kWh

ただし、申請額合計の上限額は100万円となります

なお、予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

申請期間

郵送申請

令和7年(2025年)3月14日(金)～6月17日(火)

電子申請

令和7年(2025年)3月26日(水)～6月17日(火)

お問合せ先

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局

T E L : 011-500-9435【受付時間 平日9:30～17:30】

専用ホームページ

<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2025.jp>

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

< 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト >

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項 目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日～)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。
補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費補助金) (令和5年度～)	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。) (令和5年度～)	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 (令和5年度～)	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-204-5331)

中小企業経営相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各(総合)振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

各相談室連絡先・設置場所

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁(経済部中小企業課)でもご相談を受け付けています。

経営相談：011-204-5331

金融相談：011-204-5346

開設時間

8:45～17:30(平日のみ)

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しております。

設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階)

相談受付時間

平日8:45～17:30

相談内容

経営・金融相談

電話番号

011-204-5827

メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置されております。

当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syokou/42606.html>

当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.goope.jp/tobetsu/>

勤労者福祉資金のご案内【更新】

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

制度の概要

区分	中小企業等で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方	非正規労働者の方(有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)		前年の総収入が 150 万円以上の方	
	育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.70%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している方 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している方 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」)が前年同期に比べ増加している方 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	(固定金利) 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% (変動金利) 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	(固定金利) 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% (変動金利) 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	
取扱機関	令和8年(2026年)3月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youshi/2708shikinmenu.html>

問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)【更新】

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

制度概要

目的、用途	貸付メニュー	融資金額	融資期間	融資利率
創業したい、事業開始後5年未満	創業貸付	3,500万円以内	10年以内	1.2%～1.8%
事業規模を拡大したい	ステップアップ貸付	8,000万円以内	10年以内	1.4%～2.0%
食や環境・エネルギーなどの分野における新事業展開に取り組みたい	ステップアップ貸付 【政策サポート】	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した	ステップアップ貸付 【ゼロカーボン】	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
観光施設の新増設、工場や事業所などの新増設を行いたい	ステップアップ貸付 【観光・企業立地】	8億円以内 うち運転2億円以内	運転:10年以内 設備:20年以内 立地:15年以内	1.2%～1.8%
事業承継を行いたい	事業承継貸付	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
経営改善や事業再生を図りたい	企業体質強化貸付	1億円以内	15年以内	金融機関 所定利率
景気低迷により、売上が減少している	経営環境変化対応貸付	5,000万円以内	10年以内	1.2%～1.8%
原料等価格の高騰の影響を受けている	経営環境変化対応貸付 【原料等高騰】	1億円以内	10年以内	1.1%～1.3%
セーフティネット保証制度の認定を受けた	経営環境変化対応貸付 【認定企業】	2億円以内	10年以内	1.1%～1.3%
災害により経営に支障が生じている	経営環境変化対応貸付 【災害復旧】	運転5,000万円以内 設備8,000万円以内		
業績向上に向けた取組を行いたい	業績向上応援貸付	3,000万円以内		
あらかじめ災害に備えたい	防災・減災貸付	1億円以内	10年以内	1.2%～1.8%
耐震改修対策に取り組みたい	防災・減災貸付 【耐震改修対策】	16億円以内	20年以内	1.1%～1.7%
中小企業者等の方で一般的な事業資金が必要	一般貸付	8,000万円以内	10年以内	1.6%～2.2%
小規模企業者等の方で一般的な事業資金が必要	小規模企業貸付	5,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内 短期(1年以内)の利用可	1.4%～2.0%
小口零細企業保証制度の対象	小規模企業貸付【小口】	既存の保証付き 残高を含め 2,000万円以内		

各貸付制度の詳細な融資条件等については、お問い合わせください。

問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ【更新】

(北海道)

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

- ・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。
- ・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

借換えに活用できる貸付制度

貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
企業体質強化貸付	事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方(「経営改善サポート保証」の対象となる方)	1億円以内	15年(3年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定: 1.2 ~ 1.8 変動: 1.2
	原料等高騰	1億円以内		固定: 1.1 ~ 1.3 変動: 1.1
	認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2億円以内	10年(3年)以内
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者の方	5,000万円以内	運転: 7年 設備: 10年 (1年)以内	固定: 1.4 ~ 2.0 変動: 1.4
	小口	小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が2,000万円未満である方(小口零細企業保証制度の対象となる方)		

各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/115975.html>

水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
融資対象	水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方	道が必要と認める地域内(日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内)に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている方
資金用途	事業資金(設備資金・運転資金)	運転資金
融資金額	2億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内)	10年以内(据置2年以内)
融資利率	【固定】 1.1%(融資期間5年以内の場合) 1.3%(融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～年1.71%(9段階) 通常の保証料率から10%割引された料率となります
取扱期間	令和7年(2025年)6月30日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

ALPS 処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け
 関連融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しております。

制度の概要

制度名	中小企業総合振興資金 経営環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付(認定企業) ア(SN2号)	経営環境変化対応貸付(認定企業) イ(道特認)
融資対象	セーフティネット保証2号(中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定)の認定を受けた中小企業者等 セーフティネット保証2号の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行います。 認定基準は次のとおり。 次の ~ のいずれかに該当し令和5年8月24日以降1ヵ月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの 諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者(取引依存度:20%以上) 諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者(取引依存度:20%以上)	ALPS 処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等
資金使途	事業資金(設備資金・運転資金) 道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象	
融資金額	2億円以内 設備資金と運転資金の併用可。併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度	
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	
融資利率	【固定】 1.1%(融資期間5年以内の場合) 1.3%(融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 セーフティネット保証2号の適用で 普通保険適用の場合 年0.70% 無担保保険適用の場合 年0.68% 特別小口保険適用の場合 年0.48%	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%~年1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合年0.72%
取扱期間	令和7年(2025年)8月23日まで	令和7年(2025年)9月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	
ポイント	セーフティネット保証2号を利用する場合、通常の保証限度額とは別枠となり100%保証となります。	間接的に影響を受けている観光関連事業者や飲食業など幅広い事業者が融資対象となります。

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/170744.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所